

憲法違反の集団的自衛権の行使は、許されない（声明）

安倍政権は現在、集団的自衛権の行使容認に向かって、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」と「安全保障と防衛力に関する懇談会」という二つの諮問機関で議論を促させ、また内閣法制局長官に集団的自衛行使容認論者を起用するなど、なりふり構わず走っています。さらにその先には、すでに自民党総務会が昨年7月に承認している「国家安全保障基本法」の制定も目論んでいます。昨年12月の衆議院総選挙で当選した議員の78%が「集団的自衛権の行使を認めていない政府の憲法解釈を見直すべき」と答えている（「毎日新聞」2012年12月18日）ことからすれば、私たちが手をこまねいていれば集団的自衛権行使容認に突き進む危険は大です。

集団的自衛権は、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が攻撃されていないにもかかわらず、実力を持って阻止する権利」と定義されています。日本国憲法9条は、戦争と武力による威嚇、武力の行使を放棄し、戦力の不保持と交戦権の否認を定めています。しかし政府は、自衛隊の発足当初から自衛隊は「自衛のための必要最小限度の実力」であって憲法9条にいう「戦力」にあたらぬと解し、憲法学説等から強い批判を受けてきました。自衛隊についての政府解釈ですら、既に憲法9条の文理解釈を逸脱しているのです。ましてや、集団的自衛権の行使が、憲法9条の文理解釈上認められないことは明らかです。そのため、政府も「我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するために必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」（1985年9月27日、政府答弁書）としてきたのです。

集団的自衛権行使に舵を切るならば、「自国と密接な関係にある外国」、すなわちアメリカへの武力攻撃を阻止するため、日本は武力を行使することになります。常に世界の各地で軍事活動を行っているアメリカにつき合うことになり、日本も日常的に海外で戦争をする国となるでしょう。もはや日米安保条約の枠組みすら超える事態です。それは、絶対に戦争はしないと誓った憲法9条とは正反対の国になることを意味します。さらに、そもそも憲法が、権力を縛ることを本質としていることから、これまで政府自らが法的論理にもとづいて設定した制約を、一内閣の判断や時の国会多数派の決定で破ることは、立憲主義に反する暴挙といわざるをえません。安倍政権の下、改憲論議が沸き起こってきていますが、現在の集団的自衛権行使を解釈で認めようという策動は、明文改憲論に比べて国民的注視を受けない中で、実質的に日本国憲法の平和主義を亡きものにする企てといえるでしょう。日本は、またしても軍事国家として、近隣アジア諸国から警戒される国になろうというのでしょうか。これには、これまで日本に集団的自衛権の行使を要求していたアメリカでさえ、警戒感を示すようになっています。

私たち京都憲法会議は、法律学の研究や法実務を専門にする者、日本国憲法を日々の暮らしに活かす取り組みをしているさまざまな団体・個人からなる組織として、集団的自衛権の行使は断じて許すことができません。ここに明確に反対の意思を表明いたします。

2013年9月27日 京都憲法会議